

# 『宮崎市福祉のまちづくり対象施設整備事業補助金』を利用しました。

宮崎市小松にある「さくら理容」さんは平成16年にこの補助金を活用されました。



～ビフォー～  
改修前・階段・開き戸



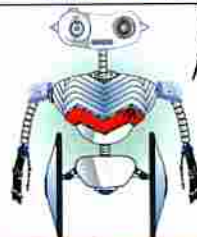
～アフター～  
改修後・ゆるやかなスロープに  
・開けやすい引き戸に

適合証・補助金制度に関する

相談や申請は

宮崎市役所 建築指導課

0985(21)1813



## ■『さくら理容』橋口義和さんの声

「平成5年に、この店を出しましたが10年以上経つとお客さんも高齢化してきて、出入口の階段の上り下りや和式のトイレに不自由を感じる声を聞くようになりました。そこで思い切って、補助金を利用して改修をしました。今では車いすでお見えになるお客さんも含めて、みなさんにたいへん好評です。」

【さくら理容所在地】

宮崎市大字小松

(桜ヶ丘団地近く) ☎48-3030



～ビフォー～  
改修前・和式トイレ



～アフター～  
改修後・だれもが使いやすい車いすトイレに

## ◆補助金制度を利用してバリアフリーにご協力ください。

市では、既存の施設を対象に宮崎市福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するように施設の改修工事を行った場合、その改修費用の一部を補助します。

## ◆平成17年度からこの補助制度がさらに利用しやすくなりました。

対象箇所の一部がこの基準に適合する工事でも補助できるようになりました。

対象施設	病院、劇場、集会所、デパート、ホテル、遊技施設、飲食店など不特定多数の人が利用する建築物
対象箇所	出入口、スロープ、トイレ、エレベーター、点字ブロック、浴室、客室、案内板など条例でバリアフリー化を規定した部分
対象金額	対象箇所の改修に要した経費の2分の1（限度額120万円）
対象者	市内において、既存の建築物の改修を行う施工主
申請方法	事前の申請が必要です。詳しくは建築指導課（市役所第2庁舎8階、☎21-1813）へ。

## ◆高齢者や障害者にやさしい施設に『適合証』を交付しています。

宮崎市では、「福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障害者等が病院や店舗などの対象施設を快適に利用できるように、スロープや出入口、トイレなどに整備基準を定めています。

既存の施設、または新築や改修した施設で、この整備基準に適合している場合、適合証を交付しています。

### 対象施設とは

病院・劇場・集会場・デパート・ホテル・遊技場・飲食店・官公庁舎などの多くの人が利用する施設など

平成13年4月1日から平成16年12月末日現在、この福祉のまちづくり条例整備基準に適合し「適合証」が交付された施設は408件です。

▲太陽と緑をイメージした市独自の「適合証」



適合証

福祉のまちづくり情報誌2005

平成17年3月発行／宮崎市 健康福祉部 健康福祉課

〒880-8505 宮崎市橋通西1丁目1番1号 TEL/0985-21-1754 FAX/0985-20-3215 E-MAIL / 10fukusi@city.miyazaki.miyazaki.jp

企画・編集／特定非営利活動法人 宮崎文化本舗

詳しいお問合せ・ご意見は宮崎市健康福祉課福祉のまちづくり係まで